

移転及び定員増等に係る指定内容変更届出書の添付書類

1 事業所（施設）の移転

(1) 事前協議の添付書類

ア 各サービス共通

平面図、周辺図

イ サービスごとに求める書類

(ア) 訪問系サービス

(「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」をいう。以下同じ。)

- 新築自社物件、賃貸物件、既存物件購入又は、既存自社物件への移転
⇒なし（必ず建築確認申請前に御相談ください）

(イ) 通所系サービス

(「通所介護、通所リハビリ、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス」をいう。以下同じ。)

- 新築自社物件への移転
⇒なし（必ず建築確認申請前に御相談ください）
- 賃貸物件への移転
⇒検査済証（写）
- 既存物件購入、既存自社物件への移転
⇒検査済証（写）

(ウ) 施設・居住系サービス

(「短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」をいう。以下同じ。)

- 新築自社物件への移転
⇒なし（必ず建築確認申請前に御相談ください）
- 賃貸物件への移転
⇒検査済証（写）
- 既存物件購入、既存自社物件への移転
⇒検査済証（写）

※ 事前協議の結果、移転が認められない又は図面の変更を求める場合がありますので、
新築の場合は**建築確認申請前**に、賃貸物件・物件購入の場合は**契約締結の前**に協議を
お願いします。

(2) 変更届の添付書類

ア 各サービス共通

運営規程、平面図

イ サービスごとに求める書類

(ア) 訪問系サービス

- 新築自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）
- 賃貸物件への移転
⇒賃貸借契約書（写）
- 既存物件購入、既存自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）

(イ) 通所系サービス

- 新築自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）、検査済証（写）
- 賃貸物件への移転
⇒賃貸借契約書（写）、検査済証（写）
- 既存物件購入、既存自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）

(ウ) 施設・居住系サービス

- 新築自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）、検査済証（写）
- 賃貸物件への移転
⇒賃貸借契約書（写）、検査済証（写）
- 既存物件購入、既存自社物件への移転
⇒登記事項証明書（建物）

注：主たる事務所の移転を伴う場合は、登記事項証明書（法人）も必要です。

※ 賃貸借契約書（写）について、必ず**賃借人は法人**とし、かつ**使用目的は事業用等**としてください。（居住用は不可）

2 定員の増加

(1) 事前協議の添付書類（各サービス共通）

平面図、勤務形態一覧表、増員職員の資格証（写）（有資格者の配置が必要な場合のみ）、検査済証（写）（床面積を増加させる場合のみ）

(2) 変更届の添付書類（各サービス共通）

運営規程、平面図、検査済証（写）（床面積を増加させる場合のみ）